## 会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案に対する修正案 新旧対照条文

傍線部分は修正部分)

〇会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案

第十五条 年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。 [削る] [中略] [削る] 般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 修 正 後 部改正) (平成十八 第十五条 年法律第四十八号) 兀 第四十五条第二項を次のように改める。 第四十四条ただし書を次のように改める。 (中略) 般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正) る場合 られ、 ては、 当該議案の提出をする場合 惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、 経過していない場合 権の十分の一 ただし 当該議案の提出により社員総会の適切な運営が著しく妨げ 社員が、 当該議案が法令又は定款に違反する場合 実質的に同 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律 その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を 社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められ 次に掲げる場合は、 専ら人の名誉を侵害し、 (これを下回る割合を定款で定めた場合にあっ の一部を次のように改正する。 の議案につき社員総会において総社員の議決 修 正 この限りでない。 前 人を侮辱し、 若しくは困 (平成十八

第十六条 経過措置 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正に伴う 〔中略〕 [削る] 第十六条 2 般社団法人及び一般財団法人に関する法律第四十五条第一項の規 財団法人法」という。)第四十四条の規定による議案の提出及び 般社団法人及び一般財団法人に関する法律 経過措置 (一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の一部改正に伴う 兀 (中略) ては、 権の十分の一 惑させ、 経過していない場合 く妨げられ、 前項の規定による請求をする場合 前項の規定は められる場合 社員が、 前項の規定による請求により社員総会の適切な運営が著し 前項の議案が法令又は定款に違反する場合 実質的に同 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の一 その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を 又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、 専ら人の名誉を侵害し、 社員の共同の利益が害されるおそれがあると認 (これを下回る割合を定款で定めた場合にあっ の議案につき社員総会において総社員の議決 次に掲げる場合には 人を侮辱し、 適用しない。 ( 以 下

「旧一般社団・

若しくは困

法人及び一般財団法人に関する法律 人法」という。) この法律の施行前にされた前条の規定による改正 第五十条第六項、 第五十一条第四項又は第五十二 ( 以 下 旧一 般社団 前の一 般社団 財団法 2 なお従前の例による。 六項、第五十一条第四項又は第五十二条第五項の請求については、 定による請求につい この法律の施行前にされた旧 ては なお従前の例による。 一般社団・財団法人法第五十条第

3 6 下略

(中略)

2 5 5

[略]

[中略]

条第五項の請求については、

なお従前の例による。

第三十三条

この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の

(投資信託及び投資法人に関する法律の一

部改正に伴う経過措置)

投資信託及び投資法人に関する法律

(以下この条において「旧投

第三十三条 なお従前の例による。 する会社法第三百五条第 信法」という。) 第九十四条第一項において準用する旧会社法第三 投資信託及び投資法人に関する法律 百四条の規定による議案の提出及び同項において読み替えて準用 (投資信託及び投資法人に関する法律の一 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前 一項本文の規定による請求については (以下この条において 部改正に伴う経過措 旧 置 投 0

2 \ 8 下略

(中略)

(保険業法の

部 改正)

2 5 8

[略]

前の例による。

社法第三百五条第

信法」という。) 第九十四条第一項において読み替えて準用する会

項本文の規定による請求については、

なお従

(保険業法の一

部改正)

[中略]

 $\equiv$ 

第四十一条 保険業法 (平成七年法律第百五号) の一部を次のよう

に改正する。

[中略]

[削る]

第四十一条

に改正する。

保険業法

(平成七年法律第百五号) の一部を次のよう

[中略]

第三十九条第二項ただし書を次のように改める。

ただし、 次に掲げる場合は この限りでない。

当該議案が法令又は定款に違反する場合

社員が、 専ら人の名誉を侵害し、 人を侮辱し、 若しくは困

当該議案の提出をする場合

惑させ、

、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、

当該議案の提出により社員総会の適切な運営が著しく妨げ

られ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められ

る場合

兀 実質的に同 の議案につき社員総会において総社員の議決

ては、 権の十分の その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を (これを下回る割合を定款で定めた場合にあっ

経過していない場合

する」を「読み替えて準用する」に改め、 第三十九条第三項中「要領を」の下に「社員に」を加え、「準用 同項ただし書を削り、

同条に次の三項を加える。

6 第三項の規定は 次に掲げる場合には、 適用しない。

6

第三項の規定は

同項の議案が法令若しくは定款に違反する

4

5

下略

同条に次の三項を加える。

する」を「読み替えて準用する」に改め、

同項ただし書を削り、

第三十九条第三項中「要領を」の下に「社員に」を加え、「準用

5 略

4

兀

場合又は実質的に同一の議案につき社員総会において総社員の 議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあ その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を

経過していない場合には っては、 適用しない。

第三項の議案が法令又は定款に違反する場合

惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、 社員が、 専ら人の名誉を侵害し、 人を侮辱し、 若しくは困

第三項の規定による請求をする場合

認められる場合 しく妨げられ、 第三項の規定による請求により社員総会の適切な運営が著 社員の共同の利益が害されるおそれがあると

兀 ては、 経過していない場合 権の十分の一 実質的に同一 その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を (これを下回る割合を定款で定めた場合にあっ の議案につき社員総会において総社員の議決

(中略)

[中略]

[削る]

第四十六条第二項ただし書を次のように改める。 ただし、 次に掲げる場合は、 この限りでない。

- 当該議案が法令又は定款に違反する場合
- 当該議案の提出をする場合 惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、 総代が、 専ら人の名誉を侵害し、 人を侮辱し、 若しくは困
- 場 合 当該議案の提出により総代会の適切な運営が著しく妨げら 社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められる

五.

同条に次の三項を加える。用する」を「読み替えて準用する」に改め、同項ただし書を削り、が提出しようとする」を、「要領を」の下に「総代に」を加え、「準第四十六条第三項中「事項につき」の下に「当該社員又は総代

4·5 [略]

6 第三項の規定は、適用しない。

場合又は実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議
特合又は実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議

過していない場合 は、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経は、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経四 実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議決権

同条に次の三項を加える。用する」を「読み替えて準用する」に改め、同項ただし書を削り、が提出しようとする」を、「要領を」の下に「総代に」を加え、「準第四十六条第三項中「事項につき」の下に「当該社員又は総代

4·5 [略]

6 第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

一 第三項の議案が法令又は定款に違反する場合

る目的で、第三項の規定による請求をする場合しくは困惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図二 社員又は総代が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若

められる場合 く妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認三 第三項の規定による請求により総代会の適切な運営が著し

過していない場合 は、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経は、その割合)以上の賛成を得られなかった日から三年を経っての十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合にあって 実質的に同一の議案につき総代会において全総代の議決権

(保険業法の一部改正に伴う経過措置) (保険業法の一部改正に伴う経過措置) (保険業法の一部改正に伴う経過措置) (中略]	(保険業法の一部改正に伴う経過措置) (保険業法の一部改正に伴う経過措置) (保険業法の一部改正に伴う経過措置) (中略]
	については、なお従前の例による。険業法第三十九条第三項又は第四十六条第三項の規定による請求条第二項又は第四十六条第二項の規定による議案の提出及び旧保
2~11 [略]	2~11 [略]
〔中略〕	[中略]
第四十五条 資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正す(資産の流動化に関する法律の一部改正)	第四十五条 資産の流動化に関する法律の一部を次のように改正す(資産の流動化に関する法律の一部改正)
	る。
〔中略〕	[中略]
[削る]	ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。第五十七条第二項ただし書を次のように改める。
	二 社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困一 当該議案が法令、資産流動化計画又は定款に違反する場合

七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。し、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第第五十七条第三項ただし書を削り、同条第五項を同条第八項と

4·5 [略]

のった日から三年を経過していない場合には、適用しない。 は定款に違反する場合又は実質的に同一の議案につき社員総会 ない社員を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定 ない社員を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定 ない社員を除く。)の議決権の十分の一(これを下回る割合を定 を定 ができ

惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、

当該議案の提出をする場合

る場合
られ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると認められ、当該議案の提出により社員総会の適切な運営が著しく妨げ

三年を経過していない場合 にあっては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合 にあっては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から にあっては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から

七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。し、同条第四項中「前三項」を「前各項」に改め、同項を同条第第五十七条第三項ただし書を削り、同条第五項を同条第八項と

4·5 [略]

6 第三項の規定は、次に掲げる場合には、適用しない。

| 第三項の議案が法令、資産流動化計画又は定款に違反する

場合

第三項の規定による請求をする場合惑させ、又は自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で、「社員が、専ら人の名誉を侵害し、人を侮辱し、若しくは困

三 第三項の規定による請求により社員総会の適切な運営が著

附則	[中略]	2~9 [略]	お従前の例による。 法」という。)第五十七条第三項の規定による請求については、な	資産の流動化に関する法律(以下この条において「旧資産流動化	第四十六条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の	(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)	[中略]	7・8 [略]							
附則	[中略]	2~9 [略]	第三項の規定による請求については、なお従前の例による。法」という。)第五十七条第二項の規定による議案の提出及び同条	資産の流動化に関する法律(以下この条において「旧資産流動化	第四十六条 この法律の施行前にされた前条の規定による改正前の	(資産の流動化に関する法律の一部改正に伴う経過措置)	[中略]	7・8 [略]	三年を経過していない場合	にあっては、その割合)以上の賛成を得られなかった日から	の議決権の十分の一(これを下回る割合を定款で定めた場合	議案について議決権を行使することができない社員を除く。)	四 実質的に同一の議案につき社員総会において総社員(当該	認められる場合	しく妨げられ、社員の共同の利益が害されるおそれがあると

の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次

## [略]

規定、 の 下 に あり、 関する法律第五十八条の改正規定 る部 第十五条中一 九十一条第二項の改正規定(「前条」 同法第十二条の二第五項中 とある部分を除く。)」 十四号及び第十五号」に改める部分、「(同法第二十七条中「本店 十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を 十条の改正規定 に限る。) 条中商業登記法第九十条の次に一条を加える改正規定及び同法第 第四条の改正規定 「本店」とあるのは 職員団 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法律 分を除く。)、 第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定 並 体等に対する法人格の付与に関する法律 びに同法第十七条第二項第 並びに同号に掲げる改正規定を除く。)、 同法第百四十六条の二中 般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三 (同号に掲げる部分を除く。)、 第十八条中職員団体等に対する法人格の付与に (次号に掲げる部分を除く。)、 「主たる事務所」と」を、 を削る部分及び 「営業所 (「第十九条の二」 を「第九十条」に改める部分 (会社にあつては、 「商業登記法 号及び第五十一 「「事務所」と」 「選任された者」と」 第十六条第五項の 第六条の規定 第七条の規定、 (昭和五十三年 の 下 に (同号に掲げ 条第 とあるのは の下に 本店)」 項中 「第 同 لح 第

各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。この法律は、会社法改正法の施行の日から施行する。ただし、次

## [略]

 $\mathcal{O}$ 

規定、 とある部分を除く。)」を削る部分及び 十四号及び第十五号」に改める部分、「(同法第二十七条中 関する法律第五十八条の 第十五条中 条中商業登記法第九十条の次に一条を加える改正規定及び 第四条の改正規定 あ 同法第十二条の二第五項中 十九条の三、 る部分を除く。)、 十条の改正規定 に限る。) 九十一条第二項の改正規定 「本店」とあるのは 下に ŋ, 職員団体等に対する法人格の付与に関する法律 第一条中外国法人の登記及び夫婦財産契約の登記に関する法 第十七条中信託法第二百四十七条の改正規定 並びに同法第十七条第二項第 並びに同号に掲げる改正規定を除く。)、 同法第百四十六条の二中 第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」 般社団法人及び一般財団法人に関する法律第三百三 (同号に掲げる部分を除く。)、 第十八条中職員団体等に対する法人格の付与に (次号に掲げる部分を除く。)、 「主たる事務所」 改正規定 (「前条」を「第九十条」に改める部分 「営業所 (「第十九条の二」 と」を、 (会社にあつては、 「商業登記法 号及び第五十一条第一 「「事務所」と」 「選任された者」と」 第十六条第六項 第六条の規 (昭和五十三年 (」とあるの 第七条の の下に (同号に掲 の下に 本店)」と 「本店」 同法第 を「第 規定、 定 項 (同 第 げ 律

号中 に改める部分に限る。)、 改める部分及び「第十二条第一項」 二十七条まで 号に掲げる部分を除く。)、 号に掲げる改正規定を除く。)、第二十八条の規定、 法律第八十号) 十一条から第二十七条まで(第二十四条第十五号を除く。)(」 く。)」を「第十九条の三まで」 八十九条の改正規定(「第二十七条まで に限る。)、 び「第十二条第一項」を 十九条の三まで」に、 改正規定(「第二十七条まで(第二十四条第十六号を除く。)」を「第 投資信託及び投資法人に関する法律第百七十七条の改正規定 に掲げる部分を除く。)、 に掲げる部分を除く。)及び同法第百二条の十一の改正規定 の規定、 第百四 人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業登記法 「商業登記法第百四十五条」とあるの 「隠ぺいした」 十五条」と」を加える部分に限る。) 第二十五条中金融商品取引法第九十条の改正規定 第三十五条第四項の規定、 (第二十四条第十五号を除く。) (」に改める部分及 第五十五条において準用する商業登記法 を 乛 「隠蔽した」 第二十六条の規定、第二十七条の規定 第三十七条第三項の規定、 印鑑の提出、」 「第十二条第一項第五号」に改める部分 第三十四条中信用金庫法第八十五条の に、  $\overline{\ }$ を「第十二条第一項第五号」 に改める改正規定、 は 第三十六条中労働金庫法第 印鑑の提出、」 を ( )、 (第二十四条第十六号を除 「職員団体等に対する法 及び同法第六十条第六 第二十一条から第 第四十一 第三十二条中 を ( )、 第十九条 (次号 (次号 条中 と、 第二 次 次 に

く。 ) 」 号 中 に改める部分に限る。)、 改める部分及び「第十二条第一項」を 二十七条まで 改正規定(「第二十七条まで(第二十四条第十六号を除く。)」を「第 号に掲げる部分を除く。)、第三十四条中信用金庫法第八十五 投資信託及び投資法人に関する法律第百七十七条の改正規定 号に掲げる改正規定を除く。)、第二十八条の規定、 に掲げる部分を除く。)及び同法第百二条の十一の改正規定 第百四十五条」と」を加える部分に限る。) 法律第八十号) 十一条から第二十七条まで 八十九条の改正規定 に限る。)、 十九条の三まで」に、 に掲げる部分を除く。)、 の規定、 人格の付与に関する法律第五十五条において準用する商業 「商業登記法第百四十五条」とあるのは 「第十二条第一項」を を 「隠ぺいした」を 第二十五条中金融商品取引法第九十条の改正規定 「第十九条の三まで」に、 第三十五条第四項の規定、 (第二十四条第十五号を除く。)(」に改める部 第五十五条において準用する商業登記法 (「第二十七条まで (第二十四条第十六号を除  $\vec{\phantom{a}}$ 「隠蔽した」に改める改正規定 第二十六条の規定、 第三十七条第三項の規定、 印鑑の提出、」 「第十二条第一項第五号」に改める部 (第二十四条第十五号を除く。) 一、 第三十六条中労働金 印鑑 「第十二条第一項第五号」 を 「職員団体等に対する法 及び同法第六十条第六  $\bigcup_{i=1}^{n}$ の提出、」 第二十 第二十一条から 七条の規 第三十二条中 第四十一条中 を  $\stackrel{'}{\neg}$ 第十九 庫 こに 登 定 (次 (次号 (次号 と、 第二 法第 分及 条 記 (次 分 0 条

び

法 同法第百四十六条の二中 十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」と」の下に に改める部分に限る。)、第五十七条第三項の規定、 律第七十八条の改正規定(「第二十七条まで(第二十四条第十五号 四十六条第九項の規定、 同法第二百十六条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)、 保険業法第六十七条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。) 費生活協同 と」を加える部分に限る。)、 る商業登記法 十九条の三、第二十一条」を加え、「第十五号及び第十六号」を 宗教法人法第六十五条の改正規定(「第十九条の二」の下に「、 ら第二十七条まで(第二十四条第十四号及び第十五号を除く。)(」 の特例 及び第十六号を除く。)」を「第十九条の三まで」に、「、 を除く。)、第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法 第百八十三条第一 十二条第十一項の規定、 第十九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第 (昭和二十六年法律第百二十六号) 人法第六十五条において準用する商業登記法第百四十五条. 印 .組合法第九十二条の改正規定(「第十七条から」の下に 鑑の提出、」 ر د کر 項の改正規定 「商業登記法第百四十五条」とあるのは を 第四十五条中資産の流動化に関する法律 第五十条の規定 「商業登記法 「及び添付書面の特例)、 第六十八条の規定、 (次号に掲げる部分を除く。)、 第六十五条において準用す (」とあるのは (次号に掲げる改正規定 第六十九条中消 第六十七条中 第二十一 「宗教法人 添付書 及び 条か 第四 宗 第 一、 第 第 面

費生活協同組合法第九十二条の改正規定(「第十七条から」 教法人法第六十五条において準用する商業登記法第百四 法 同法第百四十六条の二中 十四号及び第十五号」に改める部分及び に改める部分に限る。)、第五十七条第三項の規定、 ら第二十七条まで(第二十四条第十四号及び第十五号を除く。)(」 律第七十八条の改正規定(「第二十七条まで(第二十四条第十 四十六条第九項の規定、 第百八十三条第一 同法第二百十六条の改正規定 保険業法第六十七条の改正規定(次号に掲げる部分を除く。)及び と」を加える部分に限る。)、第六十八条の規定、 る商業登記法 十九条の三、 宗教法人法第六十五条の改正規定(「第十九条の二」の下に  $\mathcal{O}$ 及び第十六号を除く。)」を を除く。)、 十二条第十一項の規定、 「第十九条の三まで、 特例、 (昭和二十六年法律第百二十六号) 第六十五条において準 印鑑の提出、」 第五十六条中酒税の保全及び酒類業組合等に関する法 第二十一 ر کر 項の改正規定 「商業登記法第百四十五条」とあるの 条」を加え、「第十五号及び第十六号」を「第 第二十一条から」を加え、「第十五号及び第 を 第四十五条中資産の流動化に関する法 第五十条の規定 「商業登記法 「及び添付書面の特例)、 「第十九条の三まで」に、 (次号に掲げる部分を除く。)、 (次号に掲げる部分を除く。)、 (」とあるのは 「清算人」と」の下に (次号に掲げる改 第六十九条中消 第六十七条中 第二十一条 「宗教法 添付 十 五 の下に は 正 第四 用 規 書 五. 条 第 第 す 人 カュ 面

八号) のは 九条の三まで、第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」 害等補償法第八十三条の改正規定(「第十七条から」の下に 項の改正規定 を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に 項の規定、 百三条の改正規定 いて準用する商業登記法第百四十五条」 法第百四十五条」とあるのは なつたもの」と」 を 条第三項の規定、 る商業登記法第百四十五条」と」 条」とあるの 二条において準用する商業登記法 十六号」を (「第十七条から」 「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「により清算人と (」とあるのは の 下 に \_ 消 第八十三条において準用する商業登記法 第八十六条の規定、 費生活協同組合法 第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正 「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「清算人」 は (次号に掲げる部分を除く。)、 同法第百四十六条の二中「商業登記法(」とある 「消費生活協同組合法第九十二条において準用す の 下 に 第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第 の下に 「漁船損害等 (次号に掲げる部分を除く。)、 「第十九条の三まで、 第九十三条中中小企業等協同組合法第 (昭和二十三年法律第二百号) 同法第百四十六条の二中 「漁船損害等補償法第八十三条にお 補償法 を加える部分に限る。)、 (」と、「商業登記法第百四十五 (昭和二十七年法律第二十 لح 第八十五条中漁船損 を加える部 (」と、「商業登記 第二十一条から」 第九十四条第三 「商業登記 第九十 分に限 第七十 「第十 規 定

八号) る。)、 を のは を加え、「第十五号及び第十六号」を「第十四号及び第十五号」に 法第百四十五条」とあるのは なつたもの」と」の下に 九条の三まで、 害等補償法第八十三条の改正規定(「第十七条から」の下に 項の改正規定 条第三項の規定、 る商業登記法第百四十五条」と」を加える部分に限る。)、 二条において準用する商業登記法 十六号」を「第十四号及び第十五号」に改める部分及び 項 百三条の改 法 条」とあるのは いて準用する商業登記法第百四十五条」と」を加える部 (「第十七条から」 の規定、 「第十四号及び第十五号」に改める部分及び「により清算人と の 下 に 「消費生活協同組合法 第八十三条において準用する商業登記法 第八十六条の規定、 とあるのは 正規定 第九十六条中商品先物取引法第二十九条の改正規  $\neg$ (次号に掲げる部分を除く。)、 第二十一条から」を加え、「第十五号及び第十六号」 同法第百四十六条の二中 「消費生活協同組合法第九十二条において準用 第八十条中農村負債整理組合法第二十四条第 の下に 「漁船損害等補償法 (次号に掲げる部分を除く。)、  $\neg$ 「第十九条の三まで、 第九十三条中中小企業等協同組 (昭和二十三年法律第二百号) 同法第百四十六条の二中 「漁船損害等補償法第八十三条に (」と、「商業登記法第百四 (昭和二十七年法律 「商業登記法 第八十五条中 ر د کر 第二十一条から」 第九十四 「商業登 「商業登 「清算人」 とあ :第二十 第九 合法第 分に 第七十 漁 条第三 「第十 船 + 定 限 損

条の規定 関する法律第七十三条の改正規定(「第十九条の二」の下に「、 限る。)、第百八条の規定、 条の二」の下に「、 業有限責任組合契約に関する法律第三十三条の改正規定(「第十九 掲げる部分を除く。)、第百三条第三項の規定、 定、 11 十九条の三、第二十一条」を加える部分に限る。) 改める部分に限る。)、第九十七条、 て政令で定める日 第百二条中技術研究組合法第百六十八条の改正規定 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内にお 第十九条の三、第二十一条」を加える部分に 第百十一条中有限責任事業組合契約に 第九十九条及び第百一条の規 第百七条中投資事 並びに第百十二 (次号に 第

限る。)、 定、 条の規定 十九条の三、 関する法律第七十三条の改正規定(「第十九条の二」の下に 条の二二 業有限責任組合契約に関する法律第三十三条の改正規定(「第十九 掲げる部分を除く。)、第百三条第三項の規定、第百七条中投資事 改める部分に限る。)、第九十七条、 て政令で定める日 第百二条中技術研究組合法第百六十八条の改正規定 第百八条の規定、第百十一条中有限責任事業組合契約に の下に「、 公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内に 第二十一条」を加える部分に限る。) 並びに第百十二 第十九条の三、第二十一条」を加える部分に 第九十九条及び第百一条の規 (次号に 第 お

一 [略]

下略